

環境厚生委員会資料

病 院 局
令和6年6月26日・27日

■ 予算案 1件

第88号議案 令和6年度島根県病院事業会計補正予算（第1号） …… 1

■ 報告事項 1件

災害応急業務等従事手当の新設について …… 2

令和6年度島根県病院事業会計補正予算(第1号)
(6月補正予算)

1. 概要

島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正による病院事業管理者の給料月額改正に伴う給与費の増

2. 予算

(1) 県立中央病院

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的支出)				
1 中央病院事業費用	21,870,613	327	21,870,940	病院事業管理者の給料月額の改正に伴う給料及び期末手当等の増
2 医業費用	21,102,772	327	21,103,099	
3 うち給与費	10,286,998	327	10,287,325	

(2) 県立こころの医療センター

(単位:千円)

科 目	補正前	補正額	補正後	概 要
(収益的支出)				
1 こころの医療センター事業費用	2,942,970	28	2,942,998	病院事業管理者の給料月額の改正に伴う給料及び期末手当等の増
2 医業費用	2,814,626	28	2,814,654	
3 うち給与費	1,832,408	28	1,832,436	

※改正時期 令和6年8月1日

災害応急業務等従事手当の新設について

1 概要

知事部局等において、災害応急業務等に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給することとされた。

病院局においても、知事部局等の取扱いに準じ、病院局職員の給与に関する規程の一部改正を行い、その取扱いを以下のとおり定めることとした。

2 病院局の取扱い

(1) 支給の考え方

災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

ア 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う医療支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると病院事業管理者が認めるものに従事したとき。

イ 職員がアに掲げる業務に準ずるものと病院事業管理者が認める作業に従事したとき。

(2) 手当額

1日につき、1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて病院事業管理者が別に定める。

※夜間（日没時から日出時までの間）に行われた場合は、上記金額にその100分の50に相当する金額を加算

※病院事業管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、上記金額にその100分の100に相当する額を加算

(3) 施行日等

島根県報掲載の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

島根県病院局職員の給与に関する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県病院局職員の給与に関する規程 (平成19年3月30日) (島根県病院局管理規程第6号)</p> <p>第1条～第7条 〔略〕</p> <p>第8条 条例第12条に規定する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) 〔略〕</p> <p><u>(13) 災害応急業務等従事手当</u></p> <p>第9条～第20条 〔略〕</p> <p><u>(災害応急業務等従事手当)</u></p> <p>第20条の2 <u>災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う医療支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>職員が前号に掲げる業務に準ずるものと管理者が認める作業に従事したとき。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、1日につき、1,080円を超えない</u></p>	<p>第1条～第7条 〔略〕</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第8条 条例第12条に規定する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 有害物取扱手当 (2) 特殊現場作業従事手当 (3) 特殊自動車等運転手当 (4) 防疫作業等従事手当 (5) 死体取扱手当 (6) 精神保健業務手当 (7) 夜間特殊業務手当 (8) 放射線取扱業務等従事手当 (9) 機能回復訓練従事手当 (10) 削除 (11) 病院業務従事手当 (12) 航空業務従事手当</p> <p>〔新設〕</p> <p>第9条～第20条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

範囲内において、それぞれの業務等に応じて管理者が別に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。

(1) 業務等が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 業務等が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

第21条～第26条 〔略〕

附 則

1～6 〔略〕

別表第1～別表第13 〔略〕

第21条～第26条 〔略〕

附 則

1～6 〔略〕

別表第1～別表第13 〔略〕